

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年12月10日に実施した市民局市民活力推進部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年3月29日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成22年3月24日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

戸籍住民課の自動車臨時運行許可事務における不適切な事例につきましては、次のとおり対応しました。

(1) 事務処理を円滑に行うため、許可申請の受付から告発までの事務処理マニュアルを作成し、各職員に周知徹底を図るとともに、返納対策を担当する職員の役割を明確にし、適正な事務処理体制を整備しました。

(2) 臨時運行の許可を行う際、期限内に返納するよう窓口での指導を徹底するとともに、未返納者に対しては、事務処理マニュアルに基づき電話や文書による督促、更に訪問しての督促を実施するなど、返納指導の強化を図っております。

(3) 臨時運行許可番号標の失効手続きにつきましては、平成19年度までに許可し居所不明等で回収できないもの及び平成20年度までに番号標の亡失届のあったものの失効告示をしました。

今後、自動車臨時運行許可事務の執行に当たっては、引続き返納指導を徹底するとともに、未返納者対策の強化、適切な事務処理をしてまいります。

(参考)

市民部市民活力推進部各課・機関の定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成21年12月10日

2 監査の結果（抜粋）

戸籍住民課の証明閲覧謄本手数料の徴収に関する事務を調査したところ、自動車臨時運行許可に係る事務において、臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条で臨時運行許可の有効期間の満了後から5日以内に返納しなければ

ならないと規定されているが、期限後の返納が散見されるとともに、未返納者に対して督促、催告等を実施しているものの、未返納者が累増している現状が見られた。臨時運行の許可を行う際の返納指導の徹底と未返納者対策を引き続き強化されたい。

また、亡失等での臨時運行許可番号標の失効を明らかにするため、自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和45年相模原市規則第35号）第7条では、臨時運行の許可を受けた者から「臨時運行/許可証亡失/許可番号標亡失（き損）/届（第2号様式）」を受理したとき、又は臨時運行の許可を受けた者の居所不明により番号標が回収できないときは、当該番号標番号の失効を告示し、その写しを所轄の自動車検査登録事務所長及び警察署長に通知するものとされているが、平成15年度以降、規則に則った当該事務処理がなされていない。

自動車臨時運行許可に係る事務処理については、道路運送車両法及び自動車の臨時運行許可に関する規則の規定に基づき、告発等を含めた事務処理マニュアルの作成、返納指導等の事務処理体制の見直しと強化を図り、的確・適正な事務の執行に努められたい。